

集団の概念と団体の概念 —合名会社と株式会社—

中條秀治

キーワード：集団の概念、団体の概念、合名会社、株式会社、
組合、社団、財団、会社それ自体

I はじめに

本稿では、集団の概念と団体の概念を対比させつつ、商法が規定している会社は社団であるという規定そのものが株式会社には当てはまらないことを論じようと思う。つまり、合名会社と株式会社は異なる合同企業形式であり、合名会社を人の結合関係として捉えることはできても、株式会社を人的結合関係としては捉えられない。株式会社の編成原理は人的連結関係を超えるものであり、概念構成体として生み出された画期的な社会的発明である。

本稿では、集団概念と団体概念を整理し、これら両概念をそれぞれ合名会社と株式会社に適用する。それにより、これら二つの会社形態が根本的に異質の内部構造を持つことが明確となる。そこから商法における会社を社団として一括する考え方に対する疑義が提起される。すなわち、株式会社を団体概念で理解することの有効性を主張し、団体概念の成立ロジックからみて、株式会社を株主の社団とする考え方そのものに対する疑義が提出される。団体概念を援用することで、株式会社（corporation）の本質が明確となり、近年関心が集まっている「株式会社は誰のものか」というコーポレート・ガバナンスの議論に対しても、これまでにない新たな説明論理を提供できると考えている。

II 「集団」の概念

1 「境界」の出現と「集団」概念

社会的行為が社会的関係をつくる。「集団」というものも、社会的行為に還元できるとするのが、

ウェーバーの画期的なアイデアである。関係には誰でも自由に参加できる「開放的関係」と特定の人々との間でのみの行為である「閉鎖的関係」がある。これは常識のレベルの話であるけれど、ここに「境界」という概念が成立するというのが、ウェーバーならではのひらめきである（Weber, 1922）。

「閉鎖的社會關係」とは特定の人々の行為でなりたっている関係であるが、それは内部（ウチ）と外部（ソト）というものを分ける「境界」という観念として結実する。これは、社会科学にときわめて重要な概念であるが、組織理論にとってはさらに重い概念となる。なぜなら、組織における権限の及ぶ範囲というようなことを考えようとするだけで、組織の「境界」が問題にされねばならないからである。しかるに、これまでの組織理論においてはこの「境界」という概念が重視されていたとはいえない。もつといえ、バーナード理論などに典型的に見られるように、システム論の影響を強く受けて、相互関連の全体システムの構築という発想から組織理論において決定的に重要であるはずの組織の境界をあえて無視する理論がもてはやされてさえたのである。

2 集団概念の本質

集団とはなにか。「閉鎖的社會關係」により「境界」が意識されると、境界の内部の人間の結合は「集団」として概念化される。「閉鎖的社會關係」とは、行為の可能性が特定の個人を対象としている状態である。たとえば、われわれは特定の人々に挨拶し、他の人々には挨拶しない。また、特定の人々がどう振舞うかをある程度予測できる。人々がどのような行為をするか、そこにどのような意味が込められているかでそこに成立している「関係性」を識別できる。行為の予測可能性が「秩序」というものである。人々が関係を結ぶ動機とその目的はさまざまでありうる。結合する目的とそこに属するための資格要件が明確なものとなるにつれて、「境界」が明確となり「集団」としての存在感も明確なものとなる。

「集団」というのは、「閉鎖的社會關係」における諸個人の連結行為とそこに成立する諸個人間の「社会的関係」の総体としてイメージされている。「集団」の本質は、構成員の個性のぶつかり合いとその相互作用であり、そこでは構成員である諸個人の自立性と主体性が維持されていることが重要である。すなわち、集団概念においては、構成員を超える存在を仮定するのではなく、あくまで構成員の連結関係を一つの全体性として見る見方が維持されているということである。

この点を確認することで、集団概念の特徴とその限界が見えてくる。すなわち、集団概念においては、構成員の個性というものが基本的に重視され、諸個人の人格的な相互作用を意識する概念となる。つまり、諸個人の行為とその結びつきを基本とすることから、この社会的関係が人間的な限界をもつということも推測できる。人間という存在は、人間的な触れ合いを求める一方で、

人と争い仲たがいし、離合集散を繰り返すような存在である。もちろん、集団維持の観点から集団における秩序が図られ、集団における規律や規範が構成員に課せられるが、それでも、先にあげた人間性にまつわる限界はいかんともしがたく、集団に永遠性を求むべくもない。しかも、人はいずれ死ぬ存在である。

集団への加入ということについて言えば、集団が基本的に構成員間に成立する社会的関係であることからして、新規加入を認めるかどうかについてはすべての構成員の個別意思の確認という作業が原理的には必要となる。なぜなら、集団は構成員すべての社会的関係の総体により成立しているものだから、特定の個人の加入や退出は集団そのものの性格を大きく変える可能性を秘めているからである。

III 団体概念

「集団」の概念と「団体」の概念を識別する必要がある。ウェーバーは集団と団体を「集団から団体への移行は流動的である」と述べるのみで、それ以上立ち入ってそれぞれの概念について詳しい説明をしていないし、また両概念の本質的な差異についても分析していない。集団と団体は重なり合った概念として曖昧なままになっていた。^(注1)

この二つの概念の本質的な違いを深く検討することで、集団から団体への移行にともなう存在形態の本質的变化が明確となる。また、団体概念の編成原理とその内部構造を深く理解することで、組織という現象の意味もよく理解できる。逆に表現すれば、団体概念をもたない場合には、現代社会における組織の本質はぼやけたままに終わるということである。

1 概念構成体としての団体

団体には結合の理念や理想や目的そのものを重視する発想がある。

団体という概念は人間的要素を払拭して成立する概念構成体である。すなわち、理念そのものを概念化して、人間ぬきに成立させる概念である。それゆえ、団体には運営機構が構想され、団体機関と呼ばれる。この機関を担うのは当然に自然人しかいないわけであるが、この場合、機関を担当する人間は個人としての人間ではなく、役割遂行に特化した機能的存在である。機関のうちの業務執行機関を特に「組織」と呼ぶが、組織人はトータルな人間として団体に参加するのではなく、あくまで団体運営を担う機関として振る舞う事を要請されている。組織は機能単位であ

(注1) ウェーバーは自らの研究上の課題の観点で、『基礎社会学のカテゴリー』の時点では、あらゆるものと社会的行為から形成される社会的関係に分解できるということを示そうとした。そこで用いられた概念は「強制団体(anstalt)」・「任意団体(verein)」などであった。これに対して、『社会学の基礎概念』の時点では、団体(verband)の類型化を試みていた。ここでのウェーバーの概念整理については、団体の結合関係を二つの分析軸によるマトリクスの形成として、すなわち「任意か強制か」の関係軸と、テンニース的な「共同社会関係か利益社会関係か」の関係軸による団体の類型化の試みと考えると理解しやすい（中條、1999）。

るから、機能が低下すれば、高機能なものと取り替えられねばならないし、そのような新陳代謝が適正に行われてはじめて団体の永続性が保証される。組織が「歯車」としてイメージされるゆえんである。

集団から団体への移行は流動的な面を持つが、それぞれの概念の成立論理は根本的に異なり、団体の完成型においては集団とはまったく異質な性格を帯びることになる。方法論的に言えば、集団概念は個人主義の立場であり、団体は全体主義の立場である。前者においては、構成員の個性が重視され、個の自立性や個の主体性が維持される。そして、諸個人の相互作用とその連結の総体が一つの全体性を生み出すが、そこに成立している全体性はあくまで諸個人の存在とその相互作用の結果としての社会的関係である。これに対して団体は、人間存在とは本質的に無関係に成立する。

では、団体における社会的行為と社会的関係はいかなるものとなるか。団体そのものは概念構成体であるため、必ずしも自然人を構成要素とする必要がない。人間は団体機関ないし団体執行機関の機能単位としてのみ団体と関わる。そして、当然のことであるが、団体構成員の交替は団体そのものの存在とは無関係である。団体構成員をどうするかは、団体本体の成立とは別の議論となる。団体をどのように概念構成するかである程度決まってくるものだろうが、構成員の範囲については、恣意性がついてまわる。たとえば、財團として団体を成立させると団体の基礎はお金ということになり、構成員をもたないということになる。社団ということなら団体理念や目的に賛同する自然人を構成員とすることになる。^(注2) いずれにしろ、団体本体とは別の存在として構成員は扱われる。^(注3)

団体は概念構成体であるため、団体機関が必要不可欠となることは先に述べたが、あえて機関という表現を用いるのは、たとえ自然人が具体的な行為を行うとしてもそれは「非人格的な」機能とみなされるからである。団体への自然人の参加は、団体機関として機能的に団体に参加するか、あるいは団体そのものの目的や理念に賛同して、団体の構成員となるかである。この後者の場合の構成員という意味は団体を運営する機関としての参加ではなく、団体の目的ないし理念に賛同して、団体がなす活動に一定の仕方で関与するものである。

(注2) 社団法人である茶道の流派を考えて見る。守るべき理念は流派としての団体である。同好の士が集まって茶道の普及をする目的で結合した「人の集まり」を法人とし、永続性を追究する。しかし、団体の本体は「人の集まり」ではなく、「流派」という守るべき価値のほうにある。社団形態とすると、理事会以外に、会員総会を開催しなくてはならない。会員の結合が会の本体であるとの考え方方が残るからである。保険会社の組合員という形式も、一応、会員総会という形式をとるが、現実は会員代表が名目的に会員総会にでるだけの話である。

(注3) 強制団体と任意団体という対比で考えれば、強制団体、たとえば、国家などでは国民の資格要件として法的な基準を定めることとなるが、それが法である以上、恣意性は避けられない。任意団体の場合には、その構成員は団体理念や理想あるいは目的に賛同し、団体活動からなんらかの便益を受けるために参加するということになる。

2 団体の本質

団体という存在は集団とどこが違うかというと、人間的な要素を超越する存在であるということである。つまり、理想・理念・目的から構想された理念体であるということである。集団が具体的な諸個人の閉鎖的な社会関係の総体としてイメージされていたのに対して、団体という存在は理念先行型の観念的な存在である。それゆえ、団体という概念においては、団体理念の発議や団体目的の設定が重要となる。

団体を成立させようとするときには、団体理念の構想者とは別個の概念構成体としてしか団体は成立しえない。つまり、団体は自然人には還元されない存在として成立するということである。たとえば国家を団体概念から読み解くと、国民あっての国家というイメージは必ずしもあてはまらない。国家理念や国体のイメージが先行する形で、国家概念を成立させるのである。アメリカがピルグリム・ファーザーズの宗教理念を憲法草案に生かしたように、また明治維新の日本で、プロシアにならって国家概念を構想し明治帝国憲法の骨格が決定されたように、近代国家は国家理念を成立させてそこから構成員である国民を規定するという発想となる。

ではなぜ人は集団の段階を超えて、団体を構想するのか。つまり、理想・理念を具現化するような概念構成体を人は生み出そうとするのかという疑問がわく。これに対する答えとしては、集団という結合方式には人間的な限界があるからだろうと考えられる。つまり、集団という結合方式では、守るべき価値や理想や理念、つまりそれら目的の追究が個人とともに消滅するからである。ウェーバーが指摘するように、人間は利害のために生きるものであるが、歴史の転換点では理想に突き動かされ理念のために生きるものともなる。逆にいえば、理想や理念のために死ぬこともできる存在である。団体は「死すべき人間」が苦心の末に生み出した永続的運動体なのである。要するに、人は人間的限界を超えるために「永遠の命」を持つ社会的構築物を構想するのである。

団体の本質は、理念である。価値や理想や目的を掲げて、それらを追究し続けようとする。すなわち、永続的運動体としての存在（ゴーイング・コンサーン）が団体である。^(注4)

団体はその本質からして、人間とは切り離された存在である。つまり、概念構成体であるため、設立時点で、それ自体が独立した存在となる。法人格はそのような団体を社会的に成立させる制度的枠組みである。もちろん、団体あっての法人格であるから、団体性が法人格に優先する。「人格なき社団」といわれる法人格を与えられない団体が社会には多く存在するが、これらも団体であることには変わりがない。

ところで、団体は観念を概念構成体としたものであるがゆえに、団体を実際に運営する機関を必要とする。団体を真に団体たらしめるのは、団体機関の成立であり、その非人格的な運営であ

(注4) 早稲田大学の校歌の一節に次の歌詞がある。「集まり散じて人はわれど、仰ぐは同じき理想の光」。これは大學が理想のもとに参考する学びの場であることを高らかに謳っている。

る。団体機関を担うのは自然人であるが、問題となるのは団体機関としての機能である。機能単位としての組織人は団体において役割を遂行する。要するに、組織人は職務遂行の観点で団体と関わることになるのであり、団体運営のための組織単位として参加するということである。

会社であれ、役所であれ、社会生活の全般において各種団体が主役となった現代社会にあっては、人は団体の機能単位、すなわち組織人としてしか活動の場を持たない。組織人は運営機能の単位であり、個人としての目的の観点や自然人としての全人格を全面に押し出して生きてゆくことがもはや許されない時代である。団体が主役となり、人が組織単位でしかなくなった時代にあっては、ウェーバーが予言したように、組織という「鉄の檻」の中の専門人として生きてゆくしかない。われわれは特定の機能単位に特化して道具性を極限まで高めることで労働力としての競争力を高めるしかない状況にいる。

団体は人にあらざるものであるがゆえに、団体そのものの意思というものは設立当初の理想・理念・目的といったものに制約される。また団体そのものを代表して、団体としての活動を主導する人格が必要となる。そこで団体という概念には団体意思を代表する機関が設置されることとなる。これが一般には団体の代表権として知られている。団体の正当性の根拠はこの代表権にある。団体における代表権の保持者の指揮ないしそこから権限委譲された者の指揮による行為が団体行為となる。団体の名の下での、団体の規律と規範にのっとった行為が行われる。団体は団体内部の秩序維持、すなわち行為の可能性を確保するために団体における拘束性と強制力を発揮する。

団体構成員を誰にするか、構成員の加入や離脱をどのような手続きとするかが問題となる。加入や離脱は団体機関（組織）による決定であり、集団のように構成員のすべての同意を必要とするものではない。基本的に、構成員の加入・離脱は団体存在そのものとは関わらない。つまり、構成員がたとえゼロになっても、団体機関という管理スタッフが存在するかぎり、団体本体は維持されることになる。さらに、極論すれば、形式のみ整っていれば、休眠団体という存在形式もありうる。ここからも団体という概念が概念構成体であり、具体的な人間とは切り離された存在であるということがわかる。もちろん、団体というような存在を信じられるかどうかは、人によるとしか言いようがない。信じる人もいるし、信じない人もいる。そこが団体という概念の面白いところである。しかし、社会的存在として人々の行為の可能性を左右するという現実から判断して、団体は単なる「擬制」というよりは「社会的実在」である。

IV 集団概念としての合名会社

以下では、「集団」概念を援用して合名会社を考えることにしよう。合名会社は営業意思をもつた者が出資行為をなし、業務執行をもおこなう合同企業形態である。この合名会社に「集団」の概念を重ね合わせると、合名会社というものの性格が非常に明確となる。

1 合名会社の内部構造と所有関係

個の主体的・自立的な結合関係としての合名会社においては、社員すべてが個性をもった主役である。それゆえ、一人の代表者が前面にでるという発想は合名会社にはなじまない。合名会社においては代表権者を選出しないというのが一般的である。もちろん、あえて代表権者を選出するということは妨げられてはいないが、合名会社の趣旨からして例外的なやり方といえる。合名会社では社員すべてが経営に関与するがゆえに、社員は無限責任を負う。会社形態の違いによっては無限責任社員と有限責任社員に分かれるが、無限責任か有限責任かという問題は経営に直接関わるかどうかの観点で考えると理解しやすい。たとえば、合資会社の例でいえば、この会社形態では経営を担当する無限責任社員と経営には関与せず出資のみを担当する有限責任社員に分かれているが、かりに有限責任社員が経営に関与した事実があった場合には、有限責任社員とはみなされず無限責任を負うことになる。ここからわかるように、経営に直接関与するかしないかが無限責任か有限責任かの分かれ目である。この論点は株式会社における株主の責任問題を考える場合にも応用できる論点である。

「集団」は個性を重視する立場であるから、結合関係によっては単純な個人と個人の相互作用として「集団」を理解する立場がある。また、相互作用による連結の総体を一つの全体性として捉える立場にも立てる。ここから、合名会社を個人の契約関係としての「組合」として理解する立場と屋号で象徴された法人格をもつものとしての全体性を重視して「社団」として理解する立場が出てくる。合名会社の場合は、単純な個の相互作用という状況を越えて、「共同事業をなさんとする意思」のもとで諸個人が共同出資し、業務活動を共同で行うのであり、そこには結合体としての一つの全体性が成立しているとみる鷹巣の見方に説得力がある（鷹巣、1989）。もちろん、ここでの全体性はあくまで諸個人の相互関係の総体を一つの全体性として理解するものであり、構成員を超える存在を想定する概念ではないことに注意する必要がある。いずれにしろ、この集団としての全体性は「氏名連記による契約」あるいは「屋号による契約」の両方を有効として認めることでわかるように、自立した個の集まりのイメージから結合体としての一つの全体性としての扱いまでの広がりを持つ概念となっている。

2 合名会社の所有関係

合名会社における所有関係についてみれば、これは「合有」として理解される。^(注5) つまり、個々の社員は個の連結体としての全体性を有しながらも、なおその所有については個としての持

(注5) 所有については、いくつかの説がある。鷹巣（1996、p.284）によれば、「共有に関しては複数人が一個の所有権をもち、各人は量的に分割された権利をもつとする分量説と、各人が一個の所有権をもち、全部を合わせると通常の単独所有権と同じになるとする所有権説がある。そして、合有に関しては、これを共有の変種とする分割共同権説と、共有とは異質と見る不分割共同権説がある。したがって、共有と合有を区別・連関づけて把握する場合、四つの見解が成り立つことになる。即ち、（1）分量説と分割共同権説、（2）分量説と不分割共同権説、（3）所有権説と分割共同権説、（4）所有権説と不分割共同権説である。」

分を主張するという形式である。社員が会社を辞めようとする場合、他の社員の承認を条件に、自己の持分を引き上げることができる。しかし、社員の離脱は合名会社の存立基盤に関わる。社員が一人となれば、もはや諸個人の契約関係としての「組合」とも、あるいは人の集まりとしての「社団」とも言えなくなるので、合名会社の強制的な解散理由となる。これは、株式会社が「一人会社」^(注6) となっても解散理由とならない理屈を考えるとき、対比すべき重要な事実である。

合名会社については、連結を個人の契約関係としてみる「組合」的連結の立場から諸個人の連結の総体を「社団」として理解する立場までの広がりをもつことは先に述べた通りであるが、結論的にいえば、合名会社については、諸個人の結合関係を重視し、社団として理解するほうが良いようである。集団としての制約という面で全体性がここには成立すると考えうるからであり、単なる個人の契約関係として考えるよりも法人格を持つ会社としての存在をうまく説明できる。

V 団体概念としての株式会社

団体の概念により、株式会社を検討して見よう。概念構成体としての団体の成立論理を理解する必要がある。

1 株式会社の設立原理と内部構造

株式会社は理想・理念・目的により構想される概念構成体である。そこでは事業活動の内容などもふくめて、設立発起人により構想され、設立総会における取締役・監査役の選任、出資金の振り込み確認書などをそろえて、設立登記の手続きが進められる。株式会社は設立登記と同時に、法人格を取得するものであり、登記の完了と同時に、概念構成体として存在する。

株主の位置づけについては、考えるべき点が多くある。株主は出資者ではあるが、経営とは原則的に切り離されており、営業意思をもたないものである。また、株式会社の原理からしても、株主と業務執行権は切り離されている。

株式会社には法定の運営機関として株主総会・取締役会・監査役会あるいは委員会制度および代表取締役が選出される。また任意の業務執行機関として、社長以下の執行役員と従業員により編成される執行組織が編成される。取締役会においては代表権をもつ代表取締役が選出され、代表権に基づいて団体維持にともなう強制力や業務執行権が行使される。

(注6) 旧商法では7人の発起人が必要であり、それから株主となることを想定したので株主の社団というイメージが定着していた。しかし、現在は「一人会社」も可能であり、「資本金一円会社」というものも許されるようになっている。これなどは、設立後、5年以内に規定の資本金を準備する必要があるということで、完全に資本金という基礎を放棄したわけではないが、それでも当初は信用の基礎を資本金に求めることもできない。

2 株式会社における所有の二重構造

株式会社における所有問題は、株主の会社に対する「総有」的所有と「会社それ自体」の会社財産に対する団体所有という二重の構造となっている。

株主の所有については、「総有」という限定された意味での所有形態であるので、株式会社制度には私的所有の絶対性があてはまらない。また株式会社の所有権はその法人による会社財産の所有という論理が成立する。すなわち、団体による法人格の取得は権利主体としての独立性を保障し、団体としての「会社それ自体」が成立している。それゆえ会社の財産については、団体（法人）による財産所有となる。

3 株式会社は「株主の社団」か

商法は集団概念で解釈すべき合名会社と団体概念で解釈すべき株式会社を一括して社団として論じているが、その議論には矛盾点があり、論理が一貫しない。

団体概念を援用して、株式会社の社団性を考えて見よう。株主に関わる「閉鎖的社会関係」について考えてみると、株式会社を「株主を構成員とする社団」であるとする商法の規定に問題があることがわかる。株主は出資金では固定されているが、それは株式の転売によりつねに回収可能状態にある。しかも会社との関係では株主としての権利はあっても、なんら義務はなく、団体秩序に拘束されることのない自由な存在である。この意味で株主は「閉鎖的社会関係」にあるとはいえない。要するに、株主は「団体」の内部構成員と捉えられるべきではなく、団体外部にあって所有権を主張する者と考えるべきである。

株式会社において「閉鎖性」と関わることは何かと考えて見ると、それは株主が出資した資金であることがわかる。「資本金」と呼ばれるこの出資金は会社内部に固定されて、もはや株主といえども取り戻すことはできない。株主にできることは、株券の転売だけである。株券については、これを転売しても所有者が変わるだけで、会社内部に固定された資本金については不变である。このような観点で、株式会社の性格を再考すると、株式会社は「社団」ではなく「財団」と解釈する見方が当然出てくる。つまり、株式会社は出資金を信用の基礎とする「財団」と解する方が論理として整合性があるということである。それゆえ株式会社に関しては、「物的会社」という表現も一般化している。事実、「株式会社財団説」を早くから唱えている八木弘がいる。また脱資本主義論を主張する西山も株式会社の現実についてはこれを財団であると見ている。

しかし、株式会社を財団とみる見方には反対する見解として有力なものに、鷹巣の見解がある。鷹巣は「株式会社は株主の結合体ではないが、株主総会という機関が認められている限り、この総会を含む機関の組織体としての社団であり、これを営利財団とするとはできない。」(1989、p.395) と述べ、株式会社を株主の社団とはみなさず、「団体機関の組織体としての社団」という見方をする。

確かに、株式会社制度においては株主は株主総会に出て、所有者としての意思表示をする権利を有している。すなわち、制度的に株式会社の機関、それも最高意思決定機関の構成要素と位置づけられているのである。団体を所有する者として一定の権利を与えられ意思決定する機関の単位となりうるのが株主である。これを社団と規定できるかどうかである。株券をもつ者のみが総会への参加資格をもつという意味で「閉鎖性」がある。しかし、総会は諸個人の相互作用を基本とする社会的関係だろうか、また、なんらかの拘束性に株主は服するのか。このような観点から株主総会を捉えなおすと、総会は単に株主としての権利を執行する場であり、いかなる団体的制約のもとに位置づけられるものでもない。だとすると、株主という存在は株式会社の所有権を有する個としての権利行使の場ではあっても、相互作用を前提とする「人の集まり」として認識すべきものではないのではないか。団体という概念においては、株主についても人格的な捉え方をしてはならないのかもしれない。人が総会に集まっていてもそれは人の集合とみるべきではなく、株券の付与された権利の行使機関として非人格的に捉えるべきなのかもしれない。

もちろん株式会社は株主あっての存在である。株主から見放された会社は現実には消えてなくなるしかない。株主の信任を失えば、上場企業なら、証券市場で株式が売られることになるが、売りが売りを呼び上場基準をみたせないほどの株価の下落や株主数の減少も起こりうる。このような事態を避けるためにも、経営者は株主の理解を得るために情報を積極的に開示し説明責任を果たさねばならないことは言うまでもない。

株式会社については、財団の性格が基本となるが、株主の関与の余地を残す以上、純然たる財団とは言いかねる。それゆえ、財団の性格と社団の性格とを併せ持つものと考えるしかない。原子物理学の世界では光が「物質」か「波」かという論争があり、結局、同時に二つの性格をもつというところに落ち着いているようである。株式会社も限りなく財団に近いが、それでも株主の所有権にもとづく株主総会での意思表示という局面が残っているかぎり完全な財団ではありえない。株式会社では株主の意思の発動により団体のあり方が変化する可能性があるからである。しかし私は社団（株主）が財団かという発想を超えて団体（概念構成体）として理解する道があるような気がしている。

これまで株式会社の社団性を巡ってはいくつかの論争が戦わされてきた。特に「脱資本主義論」の西山の舌鋒はするどく、「法人資本主義論」の奥村、「会社それ自体論」の北原、^(注7)などを「社団性」の観点から鋭く批判している。西山は株式会社の社団性を重視する。彼の脱資本主義論の結論は、株式会社の社団性から議論を始めたことの必然である。かれは「会社は社団である」との商法の規定を疑うことなく受け入れ、そこからすべての議論を展開する。会社は社団であるか

(注7) 北原は結合資本の運動として会社を理解しようとしている。つまり、資本の側面を重視するマルクス主義の立場であることに注意すべし。わたしは、団体の成立そのものを問題とする。その性格は単なる資本運動の性格をもつが、それ以上に社会的存在としての理念的永続体なのである。しかも、それは専門経営者により利害調整的に経営される。

ら、社団性をなくした会社はもはや会社ではないというのが西山の議論の筋道である。つまり、株式会社の本質と彼が考える「株主の社団性」が否定されることで、資本主義が新たな段階に入ったと結論付けるのである。^(注8)

西山の議論には聴くべき主張が散りばめられている。結論として主張される現代日本の株式会社は社団性を喪失しているというのも同感である。経営者支配が実現しているというのも同感である。しかし、その論理展開に対しては、疑問を抱かざるをえない。まず、株式会社を「社団」とする商法の規定をなんの疑いもなく受け入れるところから議論を始め、現実には会社は「社団」ではなく「財団」となっているから現代の会社はもはや会社とは呼べず、それは株主を中心とする資本主義を超えていたから「脱資本主義」だという論旨に問題がある。議論の前提としての「会社は社団である」という商法の規定をなぜ深く検討しないのであろうか。確かに、株式会社にいたる人類の共同事業の発展史は人間の結合関係として社団的な性格を帯びている。しかし、株式会社を社団と規定する議論は正しいのだろうか。合名会社についてすら、「組合」か「社団」かという論争がある。株式会社に至っては、「社団」か「財団」かさらには「第三法人」という論争がある。株式会社の概念規定に関わる論争を簡単に振り返るだけで、「会社は社団である」という商法の規定をそのまま受け入れ、議論を組み立てることには疑問が残る。結論的に見て、西山説の認識は、会社は財団化しているという主張なのであり、会社の社団性を否定するものとなっている。ではなぜ現実としての「財団性」から議論を始めなかったのかということである。

また、「会社本位」を強調する奥村説を論駁する論理も、あまりに教条的である。つまり、「会社は株主の社団である」とすると、「会社本位」とは「株主本位」と同義となるから、「株主本位」は資本主義では当然のことであると切り捨てている。

北原の「会社それ自体論」に対しては、「会社それ自体」という概念が意味不明で、そもそも何であるのかがわからないと批判する。^(注9) つまり、「会社それ自体」がどこからくるかの説明が欠落しているという批判である。確かに、北原は、「団体」概念を持たないので「会社それ自体」の成立を主張しても、その肝心の「会社それ自体」がそもそも何であるのかということについては原理的な説明が欠落していた。しかし、「団体」概念と「会社それ自体」を重ね合わせると、北原の「会社それ自体」が意味するものが理解できるはずである。

(注8) 株主社団としての本質を喪失した会社はいかなるものとなるのか。西山（1992）は、脱資本主義の株式会社は財団・労働者社団・労働者共同体のどれかであり、「占有」により権力を行使する経営者支配のもはや資本主義とは呼べない新しい段階に入ったと結論付ける。

(注9) 「北原説の『会社自体による所有』ということは『会社自体が会社財産を所有する』ということになる。会社自体が会社財産を所有するのはそれが『会社』である以上当然のことであって、『成熟』したとかしないとかに關係なく、会社制度が成立したときからそうなであり、また、株式会社であろうと他の種の会社であろうと全く変わりのないものである。会社が法人として実在であり、会社財産に対して『所有権』を持っている以上これは当然のことである。」（西山、1992、p.16）

VI おわりに

株式会社というのは設立理念を概念構成して事業体として実在化させるという画期的な社会的発明である。概念的には「会社それ自体」を一個の社会的実在、すなわち法人として存在させるものである。株式会社という団体は概念構成体であり、機関による運営が前提とされている。すなわち、団体というものが人間的な要素を払拭した観念的な存在であり、団体の活動は団体機関の運動という理屈となる。つまり、団体機関は人間的要素を払拭した機能単位という形式となる。株式会社の運営は機関運営であり、会社での地位は機能単位である組織として運営される。現代社会が個人の時代から団体の時代に移り変わったという認識に立つならば、現代社会を「組織の時代」と呼ぶことの意味がより深く理解できる。

株式会社を分析しようとするとき、ともすれば必ずしも明確でなかった「集団」と「団体」概念の差異がいかに重要なものであるかに改めて気づかされる。

本稿では、集団概念と団体概念を整理し、これら両概念をそれぞれ合名会社と株式会社に適用して分析した。両概念を援用することで、合名会社と株式会社の基本構造およびその編成論理上の差異が明確となる。合名会社は個人の連結としての集団概念で解釈すると論理的に一貫し、また株式会社については団体の概念で解釈すると論理的に整合性がある。

この原理的な理解を基礎として、商法においてすべての種類の会社を一括して社団と規定する考え方、特に、株式会社を株主の社団とする考え方に対する疑義が提出された。さらに、近年関心が集まっている「株式会社は誰のものか」というコーポレート・ガバナンスの議論に対しても「団体」概念に基づいた新たな理論の可能性を示唆できる。

「株式会社は誰のものか」という問い合わせに対しては、団体概念で株式会社を解釈すると、会社は株式会社として設立された時点で、理念的には「誰のものでもない」存在として成立したことになる。つまり、「会社それ自体」という概念構成体として自立せる存在となる。株式会社は、所有者である株主の影響をうけながらも、株主が好き勝手にできるような存在ではなく、機関運営を基本とする永続的運動体を見るべきである。

会社制度は資本主義制度の枠組みの中で機能するように作られた社会制度であるため、欲望を原動力として動くシステムとなっている。株式会社は営利団体であり、営利をその原動力とする。もちろん、理念としての株式会社は公益ということを標榜し、社会的資本の充実ということを目的に小資本を結合するという形で始動した。たとえば、鉄道・運河・鉱山開発などの初期の株式会社の動きはこのことを示している。その後、私益を原動力とする分野にも広く導入されることになるが、しかしながら、動機はどうあれ、株式会社は社会の経済単位として社会制度化され、結果的に社会的貢献をすることなしには永続的な存在となりえないことははっきりしている。すなわち、利益というものが、社会的な評価尺度であり、企業の永続性を前提とする限り、その営

利も再投資される未来費用と捉えなおすことが適切だからである。そして「会社それ自体」の永続的な運動に責任をもつ経営者は、株主・従業員・取引先・地域社会・顧客・行政など多数の利害関係者の利害を調整しながらゴーイング・コンサーンとして事業を遂行して行くことを求められている。

参考文献

- 中條秀治、2003、「会社は誰のものか —『会社それ自体』論の可能性—」、『中京経営研究』、第12巻 第2号
- 中條秀治、2000a、「会社の代表権と業務執行権 —「団体」の概念と「組織」の概念を手掛かりとして—」、『中京経営研究』、第10巻 第1号
- 中條秀治、2000b、「会社の社団性と法人性を考える — 団体の概念を手掛かりとして—」、『中京経営研究』、第9巻 第2号
- 中條秀治、1998、『組織の概念』、文眞堂
- Hamilton, R. W., 1980, The Law of Corporations In a nutshell, West Publishing Co., (山本光太郎訳、『アメリカ会社法』、木鐸社、1999)
- 岩井克人、2002、『二十一世紀の資本主義』、
- 岩井克人、1993、「ヒト、モノ、法人」、(伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重 編、『日本の企業 第1巻 企業とは何か』、有斐閣)
- 北原 勇、1984、『現代資本主義における所有と決定』、岩波書店
- 奥村 宏、1984、『法人資本主義—「会社本位」の体系—』、御茶ノ水書房
- 西山忠憲、1992、『日本企業論』、文眞堂
- 西山忠憲、1980、『支配構造論』、文眞堂
- 鷹巣信孝、1996、『財産法における権利の構造』、成文堂
- 鷹巣信孝、1989、『企業と団体の基礎法理』、成文堂
- 鷹巣信孝、1984、「合名会社の内部構造と『法人』の意義 — 株式会社の法的構造 —」『佐賀大学経済論集』17巻3号
- 鷹巣信孝、1981、「組合企業の内部構造と組合員の権利義務—株式会社の法的構造 —」『佐賀大学経済論集』13巻3号
- 鷹巣信孝、1980、「法律学から見た『企業』の内部構造 — 株式会社の法的構造 (2) —」『佐賀大学経済論集』12巻3号
- 鷹巣信孝、1979、「企業形態としての株式会社の形成過程—株式会社の法的構造 (1) —」『佐賀大学経

済論集』11巻3号

八木弘、1963、『株式会社財団論』、有斐閣

Weber, M, 1922, Soziologische Grundbegriffe、(清水幾太郎訳、『社会学の根本概念』、岩波文庫、1972)

Weber, M, 1913, Über einige Kategorien der Verstehenden Soziologie, (林道義訳、『理解社会学のカテゴリー』、岩波文庫、1968)